

令和8年第2回定例会
藤崎町教育委員会議事録

日	時	令和8年2月18日(水)	午後1時30分
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

第2回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要報告

5 報告事項

報告第1号 【臨時代理】令和7年度藤崎町教育委員会表彰被表彰者の決定（追加）について

6 議決事項

議案第2号 県費負担教職員（校長）の異動内申について

議案第3号 令和8年度藤崎町奨学基金奨学生について

議案第4号 令和8年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策について

議案第5号 藤崎町特別支援教育支援員及び学習支援員設置要綱の一部改正について

議案第6号 藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部改正について

議案第7号 藤崎町外国語指導助手設置要綱の一部改正について

議案第8号 藤崎町学校給食センター管理運営規則の一部改正について

議案第9号 藤崎町学校運営協議会設置要綱の制定について

議案第10号 藤崎町学校運営協議会設置要綱の制定について

議案第11号 議会の議決を経るべき議案についての意見申し出について

・令和7年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）3月補正予算

議案第12号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について

・令和8年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）当初予算

7 その他

8 閉 会

藤崎町教育委員会

出席した委員

委員	(1番)	榊	公子
委員	(2番)	加福	哲三
委員	(3番)	工藤	優
委員	(4番)	浅瀬石	純司

教育委員会事務局

教育長	小山内	宏太
学務課長	木村	文徳
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長、 国民スポーツ大会推進室長	石井	孝
学校給食センター所長	久保田	育子

事務局職員

学務課長補佐	成田	康治
学務課学務係 係長	長利	美由紀
主任主査	高谷	可奈子
主事	角田	七海

午後1時30分 開会

◎小山内教育長

ただいまから、令和8年第2回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。

はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を1番の榊委員と4番の浅瀬石委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。

会期を令和8年2月18日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認め、会期を令和8年2月18日の一日間とします。

続いて、『令和8年第1回藤崎町教育委員会議事録の概要について』報告をお願いします。

◎成田学務課長補佐（事務局）

令和8年第1回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。

令和8年第1回定例会は、令和8年1月14日（水）午後2時より常盤生涯学習文化会館 視聴覚室において開催されました。

欠席された委員はいませんでした。

議決事項として

議案第1号 令和7年度藤崎町教育委員会表彰表彰者の決定についてが審議され、可決されております。

第1回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎小山内教育長

報告が終わりましたが、ご質問等ございますか。

〔「無し」という声あり〕

無いようですので、報告事項に入ります。

『報告第1号 【臨時代理】令和7年度藤崎町教育委員会表彰被表彰者の決定（追加）について』説明を求めます。

◎成田学務課長補佐（事務局）

1ページをお開き下さい。

報告第1号 【臨時代理】令和7年度藤崎町教育委員会表彰被表彰者の決定（追加）について

理由 委員会の議決を経るべき議案について、臨時代理したことを報告するもので

あります。

3 ページ資料1 を、ご覧ください。

令和7年度の教育委員会表彰者については、表彰審議会の答申を受け、第1回定例会において承認されていましたが、その後、新たに推薦があり、表彰規則、要綱等の芸術文化部門の基準に該当したため、表彰審議会委員長の答申を受け2月7日の表彰式に間に合わせるため、臨時代理により、ご覧の児童生徒3名が表彰を決定したので報告するものであります。

報告第1号については以上であります。

◎小山内教育長

今の説明について、ご質問等はございますか。

〔「無し」という声あり〕

無ければ、議決審議に入ります。

『議案第2号 県費負担教職員（校長）の異動内申について』を議題としますが、この案件については、人事にかかる個人情報が含まれることから、審議は、藤崎町教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づき、公開しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

ご異議がないものと認め、議案第2号は非公開で審議することとします。なお、非公開とした別紙資料は、会議終了回収しますのでよろしくお願いいたします。

それでは、説明を求めます。

【非公開審議】

◎小山内教育長

それでは、質問が終わりましたので、ここで非公開を解きますが、『議案第2号 県費負担教職員（校長）の異動内申について』を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「無し」という声あり〕

ないようですので、議案第2号を原案の通り承認します。

続いて、『議案第3号 令和8年度藤崎町奨学基金奨学生について』を議題としますが、この案件も、個人情報が含まれることから、審議は、藤崎町教育委員会会議

規則13条第1項ただし書きの規定に基づき、公開しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

ご異議ないものと認め、議案第3号は非公開で審議することとします。なお、非公開とした別紙資料も、会議終了回収しますのでよろしくお願いいたします。

それでは、説明を求めます。

【非公開審議】

◎小山内教育長

質問が終わりました。ここで非公開を解きますが、『議案第3号 令和8年度藤崎町奨学基金奨学生について』を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「無し」という声あり〕

ご異議がないということで、議案第3号原案のとおり承認します。

続いて、『議案第4号 令和8年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策について』を議題とします。

説明を求めます。

◎成田学務課長補佐（事務局）

8ページをお開きください。

議案第4号 令和8年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策について

理由 令和8年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策を制定するものであります。

資料4-1及び資料4-2をご覧ください。

資料4-1が改定後の基本方針及び重点施策で、資料4-2が、今年度からの変更部分を示した見え消し版となっております。

資料4-2を元に説明いたします。

令和8年度版の変更についてですが、3ページをご覧ください。

4の学校教育指導の方針と重点の（2）重点項目の

④体育・健康教育の充実の【指導項目】“ア”で、現行学習指導要領の表記に合わせて、『運動に親しむ資質・能力』の表記に変更するものであります。

次に、⑤生徒指導の充実の【指導目標】に“オ”を追加するものです。

改訂の理由として「不登校」は県内全域で増加傾向にあり、児童生徒の健全な成長

を促し、学習を保障する上で喫緊の課題でございます。

不登校の根本的な発生を防ぐための意図的、系統的な教育プログラムの実施及び、社会的自立に向けた計画的、継続的な指導・支援の充実に組織的に取り組む必要があることから追加するものであります。

町の方針につきましては、県の基本方針を参考としているため県の改定理由で説明させていただきました。

5 ページの 5. 社会教育の方針と重点については、変更ありません。

議案第 4 号については、以上であります。

◎小山内教育長

ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

〔「無し」という声あり〕

『議案第 4 号 令和 8 年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策について』を原案とお認承することにご異議ございませんか。

〔「無し」という声あり〕

無ければ、議案第 4 号を原案通り承認します。

続いて、議案第 5 号『藤崎町特別支援教育支援員及び学習支援員設置要綱の一部改正について』を議題とします。

説明を求めます。

◎成田学務課長補佐（事務局）

10 ページをお開き下さい。

議案第 5 号 藤崎町特別支援教育支援員及び学習支援員設置要綱の一部改正について

理由 藤崎町特別支援教育支援員及び学習支援員設置要綱について、様式の変更が必要なため改正するものであります。

12 ページをお開き下さい。

資料 5 設置要綱の一部を改正する訓令であります。

別記様式（第 8 条関係）を次のように改める。

この訓令は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

13 ページをお開き下さい。変更後の様式であります。

14 ページが改正前のものとなっております。

こちらにつきまして、特別支援教育支援員及び学習支援員の勤務時間は、現在庶務管理システムを活用し、各小中学校管理者により厳格な管理運営がなされているこ

と。また、当該システムでは上記時間数等が記載された出勤簿の印刷が可能であることから、管理者による月締処理後、システム上で出勤簿を印刷及び提出することにより、各時間数の計算、記入、確認、承認作業が不要となったことによる改正であります。

議案第5号については以上であります。

◎小山内教育長

ただいまの説明について何かご質問はございますか。

〔「無し」という声あり〕

では、質問が終わりましたので、『議案第5号 藤崎町特別支援教育支援員及び学習支援員設置要綱の一部改正について』ご異議はございませんか。

〔「無し」という声あり〕

無ければ、議案第5号を原案のとおり承認します。

続いて『議案第6号 藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部改正について』を議題とします。

説明を求めます。

◎成田学務課長補佐（事務局）

15ページをお開き下さい。

議案第6号 藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部改正について

理由 藤崎町立学校の通学区域に関する規則について、様式の変更が必要になったため改正するものであります。

17ページをお開き下さい。

資料6 通学区域に関する規則の一部改正で、様式第2号を次のように改める。

この規則は、令和8年3月16日から施行する。

18ページをお開き下さい。変更後の様式であります。

19ページが改正前のものとなっております。

藤崎町立学校の通学区域に関する規則第3条に基づき、「学区外就学許可通知書」を現在COKAS学齢簿システムから出力しているところであるが、自治体システムの標準化に伴い、同システムの「学区外就学許可通知書」の様式が一部変更になることから、合わせて同規則の一部を変更するものであります。

議案第6号については以上であります。

◎小山内教育長

ただいまの説明について何かご質問はございますか。

〔「無し」という声あり〕

質問が終わりました。それでは、『議案第6号 藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部改正について』ご異議ございませんか。

〔「無し」という声あり〕

無ければ、議案第6号を原案とお認承します。

続いて、『議案第7号 藤崎町外国語指導助手設置要綱の一部改正について』を議題とします。

説明を求めます。

◎成田学務課長補佐（事務局）

20ページをお開き下さい。

議案第7号 藤崎町外国語指導助手設置要綱の一部改正について

理由 藤崎町外国語指導助手設置要綱について、変更が必要なため改正するものであります。

22ページをお開き下さい。

資料7 要綱の一部を改正する告示であります。

第8条、第9条及び第16条を改正するもので「藤崎町外国語指導助手設置要綱」に規定する町外国語指導助手（外国青年及びALT）の休暇に関連する部分について、「藤崎町パートタイム会計年度任用職員設置要綱」の規定を準用するため一部改正するものであります。

23ページから33ページが新旧対照表となります。

議案第7号については以上であります。

◎小山内教育長

ただいまの説明について何かご質問はございますか。

〔「無し」という声あり〕

質問が終わりました。それでは、『議案第7号 藤崎町外国語指導助手設置要綱の一部改正について』ご異議ございませんか。

〔「無し」という声あり〕

無ければ、議案第7号を原案とお認承します。

続いて、『議案第8号 藤崎町学校給食センター管理運営規則の一部改正について』を議題とします。

説明を求めます。

◎成田学務課長補佐（事務局）

34ページをお開き下さい。

議案第8号 藤崎町学校給食センター管理運営規則の一部改正について

理由 藤崎町学校給食センター管理運営規則について、一部改正が必要なため改正するものであります。

36ページをお開き下さい。

資料8 管理運営規則の一部改正案で、第3条を改めるものであります。

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

37ページをお開き下さい。改正内容の新旧対照表となります。

小学校児童等が300円から350円に、中学校生徒等が320円から380円に改正予定です。

今回の改正は、今般の物価高騰に対応するために、給食費の単価を改正し適正な食材料費の予算を確保することで、質を落とさずに安全安心な給食を提供するための改正になります。

議案第8号については以上であります。

◎久保田学校給食センター所長

補足説明させていただきます。

今回改正にあたり、令和4年度以降の給食費の収支の状況、それから今後の米を含む食材料費の価格の動向等を勘案して、小学校児童生徒及び教職員等は300円から350円に、中学校生徒及び教職員と、それから給食センターの職員についても、320円から380円に改定する案を、1月22日に開催しました学校給食運営協議会において説明をさせていただき、ご承認をいただいております。

値上げ幅が少し大きく感じるかと思うのですが、これは、これまで価格の改正を行っていなかったこと、それから今後も物価高騰の状況が続くのではないかということ予想したものになります。

なお、児童生徒の給食費については現在無償となっておりますので、今回のこの改善によって、保護者の方から追加の負担をいただくということはない予定です。

また、この後の議案にあります、来年度の予算の中でも、賄材料費等、この給食費の額をもとに積算するものについては、改正後の額で予算計上しております。

私からの補足説明は以上となります。

◎小山内教育長

ただいまの説明について何かご質問はございますか。

〔「無し」という声あり〕

質問が終わりました。それでは、『議案第8号 藤崎町学校給食センター管理運営規則の一部改正について』ご異議ございませんか。

〔「無し」という声あり〕

無ければ、議案第8号を原案とお認承します。

続いて、『議案第9号 藤崎町学校運営協議会規則の制定について』と『議案第10号 藤崎町学校運営協議会の設置に関する要綱の制定について』を関連がありますので一括して議題とします。

説明を求めます。

◎成田学務課長補佐（事務局）

38ページをお開き下さい。

議案第9号 藤崎町学校運営協議会規則の制定について

理由 藤崎町学校運営協議会規則について、制定する必要があるため提出するものであります。

40ページから43ページの本規則案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、町に学校運営協議会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。

学校運営協議会は、保護者や地域住民、教職員等で構成し、校長が作成する学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見の申出、学校運営状況の評価等を行うことにより、地域とともにある学校づくりを推進することを目的としています。

また、委員の任命や任期、守秘義務、会議の公開、教育委員会による指導・助言等について規定し、協議会の適正な運営を確保するものです。

施行期日は令和8年4月1日とするものです。

議案第9号については以上であります。

続いて44ページをお開き下さい。

議案第10号 藤崎町学校運営協議会の設置に関する要綱の制定について

理由 藤崎町学校運営協議会設置要綱について、制定する必要があるため提出するものであります。

46ページから47ページの本要綱案は、町教育委員会が学校運営協議会を適切

に設置・運営するために制定するものです。

本要綱案では、協議会の設置手続き、委員の推薦及び任命、学校運営の基本方針に関する協議、活動状況の報告、事務局の設置など、協議会運営に必要な事項を定め、制度の適切な運用を図るものです。

施行期日は令和8年4月1日とし、施行前においても設置準備や委員任命などの必要な手続きを行えることとしています。

議案第10号については以上であります。

以上が、藤崎町学校運営協議会規則及び設置に関する要綱制定の概要です。これで説明を終わります。

◎小山内教育長

ただいまの説明について何かご質問はございますか。

〔「無し」という声あり〕

質問が終わりました。

それでは、『議案第9号 藤崎町学校運営協議会規則の制定について』と

『議案第10号 藤崎町学校運営協議会の設置に関する要綱の制定について』ご異議ございませんか。

〔「無し」という声あり〕

無ければ、議案第9号及び議案第10号を原案とお認承します。

続いて、『議案第11号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について 令和7年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）3月補正予算』を議題としますが、この案件については、町長への意見の申し出に関する事項のため、審議は藤崎町教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づき、公開しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「意義なし」という声あり〕

ご異議ないものと認め、議案第11号は、非公開で審議することとします。

それでは説明を求めます。

【非公開審議】

◎小山内教育長

ここで非公開を解きますが、『議案第11号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について 令和7年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）3月補正予算』を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「無し」という声あり〕

無ければ、議案第11号を原案とおりに承認します。

続いて、『議案第12号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について 令和8年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）当初予算』を議題としますが、この案件についても、町長への意見の申し出に関する事項のため、審議は、藤崎町教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づき、公開しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「意義なし」という声あり〕

ご異議ないものと認め、議案第12号は、非公開で審議することとします。

それでは説明を求めます。

【非公開審議】

◎小山内教育長

ここで非公開を解きますが、『議案第12号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について 令和8年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）当初予算』を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「無し」という声あり〕

無ければ、議案第12号を原案とおりに承認します。

次にその他に入りますが、事務局より何かございますか。

◎成田学務課長補佐（事務局）

資料13 3月の行事予定について説明

◎小山内教育長

ほかにご質問はありませんか。

無いようですので、本日の会議を終了します。

ご協力ありがとうございました。

会議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

主事 角田 七海

閉会時間 午後2時53分

教育長 小内 宏太

1番 榎 公子

4番 浅瀬石 純司